

議案第12号

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のよ
うに改正しようとする。

令和7年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月
天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中
「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」
を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。